

## 三条市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚夫婦等及び新規パートナーシップの新生活を経済的に支援することにより婚姻等に伴う経済的負担を軽減し、本市への定住を促進するため、予算の範囲内において三条市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦等 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻届を提出し、受理された夫婦（当該婚姻届が受理された日において、双方が39歳以下であるものに限る。）又はこれに準ずる事実婚の関係にある2者であると市長が認めるものをいう。
- (2) 新規パートナーシップ 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に、三条市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度実施要綱（令和4年三条市告示第435号）に基づきパートナーシップの宣誓をした2者（当該宣誓をした日において、双方が39歳以下であるものに限る。）をいう。
- (3) 貸与型奨学金 学生の修学又は生活のため、公的団体その他の団体から貸与を受けた資金であって、市長が適当と認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚夫婦等又は新規パートナーシップとする。

- (1) 婚姻届が受理された日（事実婚の関係にある者にあつては、これに相当する日として市長が認める日）又は三条市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度実施要綱に基づきパートナーシップの宣誓をした日（以下「婚姻届受理日等」という。）の1年前から令和6年3月15日までの間に、市内に所在する住宅を購入し、又は新築していること。
- (2) 補助対象者のいずれもが本市に同一世帯として住民登録されており、その住所が前号の住宅の住所であること。
- (3) 婚姻届受理日等の1年前から令和6年3月15日までの間に、補助対象者のうち少なくとも一方が市外から転入（住民票を移す直前の6か月以上、市外に住民登録がされている場合に限る。）していること。
- (4) 第6条の交付申請の日（以下「交付申請日」という。）から3年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。
- (5) 補助対象者に係る令和4年分（令和5年6月30日までに申請する場合は令和3年分。以下同じ。）の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第

30号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)を合算した金額から令和4年に返済した貸与型奨学金の額を控除した額が、750万円未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてすることができる。

(1) この要綱による補助金の交付決定を初めて受けた日の属する年度の翌年度に第6条の交付申請を行う者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの  
ア 既に交付を受けた補助金の額が第5条第1項に規定する上限に達しないこと。  
イ 交付申請日において前項各号のいずれにも該当すること

(2) 交付申請日の属する年度の前年度に第9条の資格認定を受けた者であって、当該交付申請日において前項各号のいずれにも該当するもの

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が含まれる場合は、補助対象者とししない。

(1) この要綱による補助金を過去に受けた者(前項第1号に該当する者を除く。)

(2) 他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により同種の補助金等を過去に受けた者

(3) 交付申請日において、本市の市民税又は転入前の市区町村における市町村民税若しくは特別区民税に滞納がある者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第3条第1項第1号の住宅の購入費(住宅の改修又は改築に係る費用を除く。)若しくは新築に係る工事費又は当該購入費若しくは工事費に係る住宅ローンの元金の返済額であって、その契約の名義が補助対象者のいずれかであること又は補助対象者のいずれかの名義で契約できないやむを得ない事情があると市長に認められること。

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月15日までの間に支払ったものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれに定める額を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 婚姻届受理日等において、双方が29歳以下である新婚夫婦等又は新規パートナーシップ 100万円

(2) 前号以外のもの 70万円

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項第1号に該当する者に対する補助金の額は、前項の規定による上限の額から既に交付を受けた補助金の額を控除した額を上限とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年3月15日までに、三条市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類については、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 婚姻届が受理された日を確認できる書類（本市以外に婚姻届を提出した者に限る。）
- (2) 事実婚の関係にあることを確認できる書類（事実婚の関係にある者に限る。）
- (3) 転入前の市区町村における住民票除票の写し
- (4) 補助対象者の所得証明書（本市において第3条第1項第5号の所得の確認ができない者に限る。）
- (5) 補助対象者の転入前の市区町村における市町村民税又は特別区民税の納税証明書
- (6) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合に限る。）
- (7) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (8) 補助対象経費の支払を証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、三条市結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(資格認定の申請)

第8条 令和6年3月15日までの間に、市内に所在する住宅を購入し、又は新築することが困難である者その他婚姻届受理日等の属する年度に第6条の交付申請をすることが困難であると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する新婚夫婦等又は新規パートナーシップは、資格認定を受けることができる。

- (1) 新婚夫婦等又は新規パートナーシップに係る令和4年分の所得を合算した金額から令和4年に返済した貸与型奨学金の額を控除した額が、750万円未満であること。
- (2) 次項の資格認定申請の日（以下「資格認定申請日」という。）において、新婚夫婦等又は新規パートナーシップのうち少なくとも一方が本市に住民登録されていること。
- (3) 資格認定申請日において、本市の市民税又は居住する市区町村における市町村民税若しくは特別区民税に滞納がないこと。

2 前項の資格認定を受けようとする者（以下「資格認定申請者」という。）は、令和6年3月31日までに、三条市結婚新生活支援補助金資格認定申請書（様式第3号）

に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類については、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 婚姻届が受理された日を確認できる書類（本市以外に婚姻届を提出した者に限る。）
- (2) 事実婚の関係にあることを確認できる書類（事実婚の関係にある者に限る。）
- (3) 補助対象者の所得証明書（本市において第3条第1項第5号の所得の確認ができない者に限る。）
- (4) 補助対象者の市町村民税又は特別区民税の納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（資格認定の決定）

第9条 市長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、資格認定することが適当と認めたときは、三条市結婚新生活支援補助金資格認定通知書（様式第4号）により資格認定申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。